

下水道料金表

軽米町地域整備課
令和7年度現在

① 下水道料金（税抜）

区分	排除汚水量	使用区分	
		一般用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	2,000円	300円
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え20m ³ まで	200円	
	20m ³ を超え30m ³ まで	210円	
	30m ³ を超え50m ³ まで	220円	
	50m ³ を超え100m ³ まで	230円	
	100m ³ を超えるもの	240円	

② 下水道料金は、①に消費税を加算した合計額になります。

例：一般用で、1ヶ月で18m³使用した場合

$$\begin{aligned} \text{① 下水道料金} &= \text{基本使用料 (10m}^3\text{まで)} + \text{従量使用料 (200円} \times 7\text{m}^3) \\ &= 2,000\text{円} + 1,600\text{円} = 3,600\text{円 (税抜)} \\ \text{消費税額 (10\%)} &= 3,880\text{円} \times 0.1 = 360\text{円} \\ \text{下水道料金支払額} &= 3,800\text{円} + 380\text{円} = \underline{3,960\text{円 (税込)}} \quad \text{となります。} \\ &\text{※この金額には、水道料金は含まれておりません。} \end{aligned}$$

③ 下水道料金のお支払いについて（水道料金と同じものになります。）

・口座振替

お客様の口座から水道料金を自動的に引き落とします。

振替日は毎月23日です。（振替日が休日の場合は、翌営業日となります）

なお、残額不足のため引き落とせなかった場合には再度の引き落としはいたしません。

郵送される納付書ハガキにて必ずお支払いください。

口座振替ができる金融機関

- ・新岩手農協（本所及び各支所）・岩手銀行（本店及び各支店）・青森みちのく銀行（本店及び各支店）
- ・全国のゆうちょ銀行（郵便局）

（お申し込みは、通帳と届出印をお持ちのうえ、各金融機関まで。）

・納付書

口座振替以外のお客様には、毎月15日前後に納付書を郵送します。

納付場所は、

- ・新岩手農協（本所及び各支所）・岩手銀行（本店及び各支店）
- ・軽米町水道事業所（役場2階）・軽米町税務会計課（役場1階）

※クレジットカード払い、コンビニ払いには対応していません。

④ よくあるご質問

引越し等により月の途中で閉栓した場合、その月の使用料金は翌月のお支払いとなります。

例) 2月17日に閉栓した場合→口座振替の場合は3月23日に引き落とし、納付書の場合は3月15日前後の送付

⑤ お問い合わせは軽米町地域整備課までお願いいたします。

電話：0195-46-4742 FAX：0195-46-2335

メール：suidou@town.karumai.iwate.jp